

第2章 磯浜古墳群の概要

第1節 指定に至る経緯

平成14年3月、磯浜古墳群日下ヶ塚古墳と一体化した「望洋館跡・磯浜海防陣屋跡」の遺構の発見、その後進められた町民らによる環境整備などを通して、磯浜古墳群保護の機運が高まった。大洗町では、平成21～24年度に、磯浜古墳群中の日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳を対象とした測量調査や範囲確認調査を実施し、周濠を含む古墳それぞれの範囲を明らかにし、現在の土地との重なり方が明確となった。

平成25～29年度に進めた整理作業を通して、磯浜古墳群の歴史的な重要性が確認されたため、平成30年度に入ると6月4日、7月24日、2月25日に庁議を開催し、文化庁との6月5日の協議、10月30日の古墳群視察などを進め、用地取得や史跡公園事業を進める町としての方針を掲げた。方針が定まった後に進めた指定に至る代表的な経緯を以下に記述する。

地権者説明会 平成31年3月27日、大洗文化センター大会議室で開催。日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳の範囲と重なる土地を所有する地権者を対象。大洗町長や教育長が出席する中、国史跡の概説、磯浜古墳群の重要性、用地取得・史跡公園構想、土地利用の制限、税制優遇などについて事務局から説明。
総括報告書 令和元年7月、磯浜古墳群中3墳（日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳）に関する、平成21年度車塚古墳・姫塚古墳測量調査、平成22年度日下ヶ塚古墳測量調査、平成23年度車塚古墳・姫塚古墳範囲確認調査、平成24年度日下ヶ塚古墳範囲確認調査の4年間の調査についてまとめた総括調査報告書を刊行。

国指定同意 平成31年4月15日から令和元年7月10日にかけて、所有・占有・根抵当権を設定している地権者16名より、所有地の国史跡指定の同意を得る。

具申書提出 令和元年7月26日、大洗町教育委員会教育長から文部科学大臣に対し、文化財保護法第189条の規定に従い、総括報告書や同意書を添えて、大教委発第69号『磯浜古墳群の史跡指定について（意見具申）』及び『国指定文化財の管理団体指定について（意見具申）』を提出した。

国指定の答申 令和元年11月15日、文化審議会（会長 佐藤信）は、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、特別史跡の新指定1件、史跡名勝天然記念物の新指定19件、追加指定等29件、登録記念物の新登録5件について、文部科学大臣に答申。この内の新指定史跡に磯浜古墳群が含まれる。

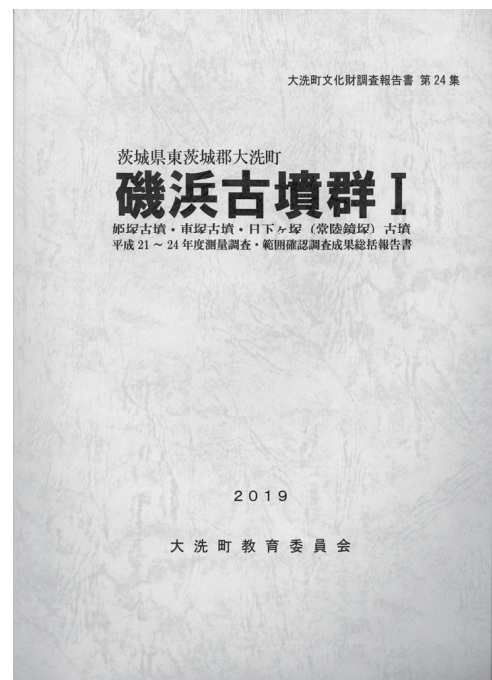


図2-1 総括報告書

第2章 磯浜古墳群の概要

官報告示 令和2年3月10日付文部科学省告示第17号、文化財保護法第109条第1項の規定により、磯浜古墳群について、新指定の官報告示。正式指定。